



みんなの
法務部

2025年2月号

VOL. 11

月刊ブライト

弁護士法人ブライト みんなの法務部 事務所報

航空業界から学ぶリスク マネジメントの重要性

代表弁護士 和氣 良浩
昨年末、チェジュ航空の旅客機が胴体着陸に失敗して大破炎上、大勢の方々が亡くなるという事故が発生しました。このような悲惨な事故が発生したことはとても残念ですし、徹底した原因究明が求められています。

ただし、航空業界においては、旅客機の運行便数は年間数千万にも及ぶ一方で、今回のような重大な事故に至るケースは1件あるかないかと言われており、他の乗り物と比べると安全性は極めて高いとされています。

航空業界の安全性を支えているのは、ハインリッヒの法則に基づく事故防止の取り組みであると言われています。この法則では、1件の重大事故の背後には29件の軽微な事故、さらにその背後には300件の「ヒヤリハット」が存在すると考えられています。航空業界では、この「ヒヤリハット」（ニアミス）を含むあらゆるトラブルを共有し、改善に繋げる仕組みを徹底してきました。これにより、重大事故を未然に防ぐ体制が整えられているのです。

企業経営における「ヒヤリハット」の重要性

この考え方は、企業経営にも応用できるものです。企業の成長過程では、大小さまざまな「ヒヤリハット」が発生

しますが、これらを放置すればやがて大きな問題、トラブルへと発展する可能性があります。重要なのは、日頃からリスク、「ヒヤリハット」に目を向け、組織全体でトラブルを共有し、改善に努めることです。ただ、「みんなで頑張ろう」「注意しよう」と声をかけるだけでは十分ではなく、チェック体制や予防策を具体的に設ける必要があります。

「法務ドック」で潜在リスクを可視化

また、企業活動の中で法的リスクに備えるには、法律の専門知識だけでなく、他の業界・事業でどのようなトラブルが発生しているのかという知識が欠かせません。そして、どのようなリスクがフォーカスされ、重大なトラブルに発生するかは時代の流れによって変わり得るものですので、その点についても知見を有していることが必要となっています。

弊所では、そのような課題に対応するための「法務ドック」を提供しています。このサービスでは、企業の法務体制を総点検し、潜在的なリスクを洗い出すお手伝いをしています。

航空業界が培ってきたリスクマネジメントの知見を参考に、企業も「ヒヤリハット」に注目し、未然にトラブルを防ぐ文化を構築していくべきではないでしょうか。リスクを把握し、適切に備えることが、持続的な事業成長につ

ながる鍵となります。

「ダイナミック・プライシング」の是非

パートナー弁護士 笹野 皓平
最近、「ダイナミック・プライシング」という言葉を耳にする機会が増えました。一般に「ダイナミック・プライシング」とは、タイムリーな需給状況に合わせて料金を変動させる手法を指します。販売価格を柔軟に変動させることにより、利潤を最大化させることなどを狙って、こうした手法が多く用いられます。

たとえば、インターネットを通じてホテルを予約する際、同じタイプの部屋であっても、宿泊する日によって料金が随分変わるなあ、と感じられた方は、少なくないのではないのでしょうか。ある日の宿泊料金はたった1万円なのに、別の日だと3万円もする、といった例もあります。需給状況が目まぐるしく変化するホテル業界では、AI（人工知能）などを活用することにより、精緻な「ダイナミック・プライシング」を可能にしているケースもあるようです。

ダイナミック・プライシングを採用することに、問題はないのか

さて、こうした「ダイナミック・プライシング」を採用することに、問題はないのでしょうか。

この点については「同じモノは、同じ価格で販売されるべきだ」といった声もあるように思います。とりわけ、企業間取引とは異なり、個人が日常生活を送るための必需品（お米など）に関しては、こうした声が多くあるかもしれません。

反対に、利潤の最大化を狙う企業側からすれば、時と場所によって異なる需要と供給を織り込んだ上で、多様な価格設定をすることについては、大きなメリットを感じるかもしれません。

現時点で、こうした手法の採用自体を一律に禁止する一般法は存在しない一方で、少なくとも、倫理的な問題が残るように思います。

特に、AIがこうした手法を通じてあらゆるモノの販売価格を設定する世界が訪れた場合、自分たちの行動などが常に把握されているような気もして、漠然とした不安を感じます。タイムリーな需要を把握する手法などについても、適切な規律が及ばない限り、際限のない「監視社会」に向かってしまうおそれもあります。

雪の日の運転、準備は万全ですか？

弁護士 山中 あい
寒い冬、雪が降るとどこかワクワクするものです。私は冷え性なので、冬はあまり得意ではありませんが、雪が降り始めると、自然と寒さを忘れてしまいます。その一方で、雪が積もった日は、普段以上に気を付けなければならないこと

が出てきます。特に雪があまり降らない地域では、車のタイヤの準備などをつい後回しにしてしまいがちですね。

道路交通法が定める雪道でのルール

ノーマルタイヤ（サマータイヤ）のまま雪道を走る行為は、スリップしやすく大変危険ですが、法律上でも問題になることをご存じでしょうか？

例えば、道路交通法第71条第6号に基づき、都道府県の公安委員会が「積雪時・凍結時の走行ルール」を定めています。このルールに違反して雪道や凍結路をノーマルタイヤで走行すると、普通車の場合は6000円、大型車の場合は7000円の反則金が科されます（違反点数は加算されません）。雪が深く積もった場合だけでなく、雪がうっすら積もったり、凍結している路面でも同じことが言えます。「雪なんてめったに降らないから大丈夫」と思っていると、思わぬ罰則を受けることになるため注意が必要です。

ノーマルタイヤで事故が起きたときの責任の重さ

さらに、ノーマルタイヤのまま雪道で事故を起こした場合、滑り止めの措置をしていないことで過失が大きく認定される可能性があります。また、個人のドライバーだけでなく、ドライバーを雇用している企業にとっても注意が必要です。社員が業務中にノーマルタイヤで雪道を走行し事故を起こした場合、企業は「運行供用者責任」（自動車損害賠償保障法第3条）や「使用者責任」（民法第715条）に基づき、被害者に対して賠償責任を負う可能性があります。特に運送業や配送業など車を頻繁に使う業種では、スタッドレスタ

イヤへの交換やタイヤチェーンの準備をするよう徹底する必要がありますね。冬の道路では、ちょっとした油断が大きな事故につながります。「雪なんて降らないから」と油断せず、しっかりと事前の準備をし、安全運転で冬を乗り切りましょう。

江島神社に行きました

アシスタント 井本 莉穂
高校時代の友人と一緒に、神奈川県江島神社を訪れました。私たちは2001年生まれの子供なので、今年は「年女」の年です。せっかくなので、巳の切り絵が入った御朱印をいただくことにしました。長蛇の列に並ぶこと30分以上。ようやく手にした御朱印はとても素敵で、良い記念になりました。

海辺ということで寒さを心配していましたが、当日は風もなく、思ったほど寒くありませんでした。お参りをしながら、ふと12年前の自分を思い出しました。当時はまだ小学生で、あれからの12年間でたくさんの変化がありました。この12年の歩みを振り返りながら、次の巳年にはどんな自分になっているのかを考えると、少しわくわくします。

2025年、年女として迎えたこの一年。これからも一日一日を大切に過ごしていきたいと思います。



CORPORATE SITE



SERVICE SITE



弁護士法人ブライト



0120-929-739

【受付時間】 平日9:00-18:00

MAIL



LINE



送付の停止をご希望の場合は、お手数ですが kigyowk-gl.com へご連絡をお願いいたします。